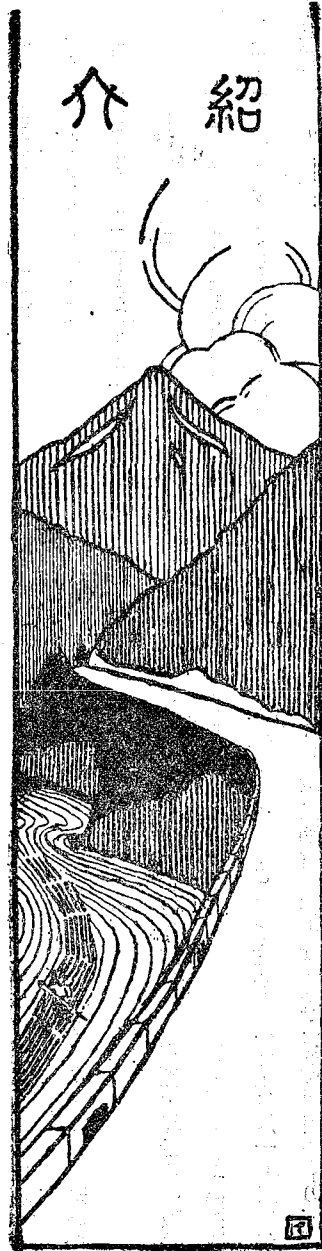


紹介



道路交通法案

(Draft Road Traffic Bill)

警視廳交通課長 藤岡長敏

(本草案は本年の三月十四日英國交通省の發表に係るもの、譯文である。)

覺書

一 本草案は、道路交通に關する現行法規の改正に就いて

討論し、出來得る限り一般の同意を求むる爲、交通大臣

より發表せられたものである。其の細目に就ては、政府が何等干與してゐないと云ふことを、十分諒解して貰はなければならぬ。

二 本法案の目的とする處は、道路に於て使用せられる

車馬に關する法規を改正し、之を統一する點に在る。道路に關する簡單な條項を設けた理由は、主として地方廳に關する勅命委員會 (Royal Commission on Local Government) の報告書に漏れてゐる二つの勸告を、實施する爲に他ならぬ。

本法案の大部分は、原則的諸問題を包含しない現行法規の再制定竝に統一、若しくは、修正と云ふ方面に費されてゐる。

本法案は左の各法令に代るものであり、且つ其の大半を廢止せんとするものである。

The Locomotive Act, 1861.

The Locomotives Act, 1865.

The Highways and Locomotives (Amendment) Act,

1878, Part II.

The Locomotives Amendment (Scotland) Act, 1878.

The Town Police Clauses Act, 1889 (營業用車馬に關

する部分)

The Locomotive Threshing Engines Act, 1894.

The Locomotives on Highways Act, 1896.

The Locomotives Act, 1898.

The Motor Car Act, 1903.

The Light on Vehicles Act, 1907.

三 自動車と云ふものが、まだ發芽時代であつた一九〇三年に、自動車條例 (The Motor Car Act) が發布せられて以來、自動車に關する一般的法規は、全く制定せられてゐなかつたのであつて、現行法令が時代遅れのものであることは、周知の事實である。殊に營業用車輛 (乗合自動車及貸自動車) に關する規則に至つては、單に馬車を取締る爲に制定せられたものに過ぎないのであるから、現在の狀態に全然適合してゐない。

四 本法案の第一章及第四章は、車輛の課税及び取締に關する各部委員會 (Departmental Committees on Taxation and Regulation of Road Vehicles) の報告書(一九二二年三月十七日附第二回暫定報告書) 竝に營業用自動車の免許及

取締に關する各部委員會 (Departmental Committees on the Licensing and Regulation of Public Service Vehicles) の報告書(一九二五年五月二十八日附第一回暫定報告書)中に掲げられた勸告を、大部分採用してゐる。之等の報告書は、印刷局(H. M. Stationery Office)より公表せられてゐる。

前記の報告書に掲げられた勸告は、大概本法案の法文中に取り入れられてゐるから、取締規則として第三者に對する強制力を有する様になるであらう。

五 本法案は五章に分たれてゐる。

第一章 自動車一般

A 法案第一條は、近年發達した自動車の型に従つて之を分類し、第二十三條は交通大臣に對し、各種自動車の使用及構造に關する規則を制定し、且つ新しい型式のものに關する規定を爲し得る權限を賦與してゐる。

B 第三條(速度の制限)——本法案中には、討議を爲さ

しめる目的を以て、選擇條項が掲げられてゐる。第一選擇條項は、自動車の最高速度に關する制限を設けない規定である。此の條項の選擇に就いては、『不注意なる』運轉と『危険なる』運轉との差異に關して規定する第四條並に、後者の違反に對し處罰を必然的に加重する第五條の規定とを關聯して、考察する必要がある。

第二選擇條項は、事實上あり得べき二種の場合を規定してゐるのであつて、冒頭に掲げられた但書(括弧内の)を採用するか否かに依つて、決るのである、この但書を削除すれば、本條項は自動車の最高速度に關する制限を設けることとなり、その制限を超過する速度を以て自動車を運轉するときは、犯罪を構成すると云ふ結果になるであらう。又この但書を採用すれば、次の範圍まで状態が變つて來るであらう。——即ち規定の制限を超えた速度で自動車を運轉した廉で起訴せられた人は、その速度がその場合に於けるあらゆる環境に照らして、過度ではなかつたと云ふことを立證して、裁判所を納得せしめることが出來れば、何等

の處罰をも受けなくて好いことになるのである。

本法案中には、最高速度の制限に就いて、特に設けられた規定がない。若し制限に關する明文がありとすれば、それは前述の但書を採用するか否かに關聯して、一般の討論に委ねられてゐるのである。

前述の選擇條項の何れの條文にも、重い自動車に對しては、速度の最大限度を定むべきことが、提議せられてゐる。その制限は別表第一表に示してある。この制限を取締規則を以て變更し、或は異なる種類の車輛に對し、異なる條件の下に緩和する権限は、交通大臣に委任せられてゐる。

本法案第二十七條第二項(a)號には、一九〇三年自動車條例第九條第一項に規定せられてゐる「時速十哩」の制限を猶一箇年間繼續すべきことが定められてゐる。右の期間中にこの制限を再調査し、第四十四條に規定する方法に依りその制限を繼續すべきや或は改廢すべきやを、決定する必要がある」と提議せられてゐる。

C 第四條及び第五條の趣旨は、「不注意なる」運轉と、

その違反に對し處罰を必然的に加重する「危険なる」運轉とを、區別する點に在る。此の規定は、無暗な運轉を取締る警察當局の手を強大しやうとするのが、その目的である。第五條に規定せられてゐるが如き「不注意なる運轉」の事犯は、第四條に規定せられてゐる重い處罰を受くべき危険なる運轉、若しくは向ふ見ずの運轉となるべき場合に、輕に該當するのであつて、裁判所は妥當と認める場合に、輕い處分を言ひ渡し得る裁量權を與へられてゐる。「不注意なる」運轉として、處罰を言ひ渡されても、運轉免許證を所持する資格を、剝奪せられるやうなことはない。

D 不具者に對する運轉免許證の交付は、之を制限する方法を講ずべきであると云ふことが、提議せられてゐる(第十五條)。之は不具者に適した車輛の運轉をも、許さないと云ふ趣旨ではない。不具者の中には、絶對的に運轉免許證を得るに、支障のある者もあるであらう。不具者であると云ふ理由の下に、免許證の下附を拒まれた者は、免許當局を相手取つて、即決裁判を仰ぐことが出来る。

第二章 車 燈

これに關する現行法規は、頗る渾沌としてゐる。現行法規としては、八種の一般條例、二種の命令及多數の地方的施行細則がある。

A 本法案は一般的に、車輛には少くとも、前方に二個の白色燈と、後方に一個の赤色燈を裝置すべきことを、要求してゐる。但し若しそうする事が、不必要であるか又は不合理である場合、例へば收獲に使用せられる農業用車輛の如きものに對しては、本令の適用が除外せられる。

B 足踏自轉車には、赤色燈又は赤色反射器一個を、裝置すべきであることを提議してゐる。

C 他日眩惑を防止し得る完全な方法が發明せられたならば、之を採用することに關して、適當な取締規則を作ることを、第三十條は交通大臣に委任してゐる。

D 車輛に裝置せらるべき燈火に關する命令、細則又は取締規則は、廢止せらるべきである。

第三章 道路 法

再制定と云ふ點は別として、本法案の此の部分は殆んど全部地方廳に關する勅命委員會の報告書に漏れてゐる二つの勸告を、實施する爲に費されてゐる。之等の勸告は、地方委員會に於て、『主要なる』道路とせられた道路の承認に關する法律を、改正することに關聯してゐる。

第四章 營業用車輛（此の部分は全體、警視廳

管區即ちロンドン市には、適用しない）

部局的法規は別として、營業用車輛（乗合自動車及貸自動車）の取締規則は、主として自動車時代以前に發布せられた一八四七年及一八八九年の都市警察條例（Town Police Clauses Acts）に據つてゐる。この條例に基く現在の免許當局の數は、頗る多いのであるが、決して全國的に普及してゐるとは、謂へないのであつて、茲に謂ふが如き營業用車輛に對しても、何等の制肘をも加へ得ない農村地

方が、可成多數に存在してゐる。其の結果多くの不完全な型の車輛が、乗合自動車又は貸自動車として使用せられて居り、其の管理方法が適當でないのみならず、不適當な道路上を走つてゐる。

A 本法案は、乗合自動車及貸自動車の使用を許可する當局の數を大に減少し、地方委員會を設置し、之に許可權を與へ、之を全國的に普及せしめることを規定してゐる。

B 營業用車輛が、その使用目的に適合してゐることを確保する爲、本法案は凡て斯る車輛は、完全なる設計と構造とを有することを記載した検査證を、有する必要があると規定してゐる。この検査證の發行權を有する資格のある検査官 (Certifying Officer) も、任命せられることになつてゐる。(第五十二條及第七十一條) 検査證交付に關する手数料は、車輛所有者に依つて支拂はれることになつてゐるが、製造者は第五十二條第五項の規定に依り、認可せられた『標準型』に設計して検査官の勞力を省き、手数料の軽減を計ることが出来る。

検査官は常任の官吏ではなく、唯車體を検査して、検査證を交付したとき、手数料を受けるだけである。

C 營業用車輛の検査官は、免許當局に任用せられてゐて、車輛が適當に管理せられてゐるかどうかと云ふ検査、定期の車體検査、運轉手の試験等を行ふ。之等の検査官は通常、時間勤務又は常任の警察官となるのであつて、その勞務の對價は、免許當局の得た手数料から、支出せられる。左記 E F H 及 J 參照。

D 營業用車輛の所有者が、自己に危険なくして第三者に危害を及ぼす虞ある場合に對する、強制保險が規定せられてゐる(第六十一條)

E 營業用車輛は、その車輛が適當に管理せられてゐると云ふことを證明する營業用車輛免狀を、毎年受けなければならぬ。

營業用車輛免狀を受ける爲、免許當局に毎年支拂ふべき金額は、凡そ二ポントニシリングである。

F 道路及營業の合理的なる取締方法として、路線營業

免狀に關する規定が設けられてゐる（第五十三條）。此の路線營業免狀は、その營業の行はれる地域に於ける各免許當局に依つて下附せられ、或は裏書せられる。

各免許當局に於ける、路線營業免許手数料を、公定しやうと企てられてゐる。

G 營業用車輛免狀と、路線營業免狀とを區別したのは實際上の便宜に基いて規定せられたのである。それ故營業者は普通營業から路線營業に変更することも自由であるし又車が餘つてゐる場合に、特に各車輛に就いて免狀を受けることなく、他の營業に利用することが出来るのである。

H 運轉手及車掌の免許證は、公定手数料を支拂へば免許當局から下附せられる。運轉手は二十一歳以上、車掌は十八歳以上でなければならぬ。現にその職に在る者に對しては、緩和規定が設けられてゐる（第五十四條）。

I 免許當局が營業用車輛の所有者に免狀を下附することを拒んだときは、大臣に訴願することが出来ること云ふ一

九二〇年の道路條例（Roads Act）第十四條第三項の規定

は、採用せられ、本法案に規定する他の車輛の免狀にも及ぼされることになつてゐる。

J 財政——營業用車輛免狀、路線營業免狀並に運轉手免狀及車掌免狀の下附手数料は、大體上記の額であつて、これは免許當局に支拂はるべきものであり、本法案第四章に規定する反則に課せられる罰金は、裁判所基金に繰入れらるべきであると、提議せられてゐる。

第五章 通 則

本章は罰則其他一般的規定を包含し、且つ本條例各章の規定は、上下兩院に提出せらるべきであると云ふことを規定してゐる。

道路交通法案

條 文 の 配 列

第一章 自動車ノ取締

- 一 適用範圍及自動車ノ分類
 - 二 構造等ニ關スル反則自動車ノ使用禁止
 - 三 速度ノ制限
 - 四 危険ナル運轉
 - 五 不注意ナル運轉
 - 六 前二條ニ基ク起訴ノ制限
 - 七 自動車管理中ノ泥酔
 - 八 事故發生ノ場合ニ於ケル停車義務
 - 九 住所氏名ヲ通告スル義務及特定ノ場合ニ於ケル逮捕ノ權限
 - 一〇 運轉手及助手ノ雇用ニ關スル規定
 - 一一 飛乗又ハ運轉妨害ノ禁止
 - 一二 自動車ノ重量検査其ノ他
 - 一三 重量測定法
 - 一四 運轉手ノ免許其ノ他
 - 一五 體格ノ適應性ニ關スル規定
 - 一六 反則ニ依ル資格ノ剝奪
- 一七 禁止、停止及承認ニ關スル規定
 - 一八 失格處分ニ對スル訴願
 - 一九 規定以上ノ重量ヲ有スル特定車輛ニ對シ認可ヲ與フル委員會ノ權限
 - 二〇 自動車ノ橋梁通過制限ニ關スル權限
 - 二一 事故ノ調査
 - 二二 石油ノ貯藏竝ニ使用
 - 二三 取締規則
 - 二四 一般法ノ適用
 - 二五 除外例
 - 二六 スコットランドニ對スル適用
 - 二七 廢止條項
- ## 第二章 車 燈
- 二八 夜間車輛ニ裝置スヘキ燈火
 - 二九 裝置スヘキ燈火ノ數ト性質ニ關スル制限
 - 三〇 車燈ヲ取締ルヘキ條件

三一 霧及探檢燈

三二 自轉車及三輪車ニ關スル特別規定

三三 第二章ノ違反ニ對スル罰則

三四 スコットランドニ對スル適用

三五 命令及細則ノ廢止並削除

三六 第二章ノ適用

第三章 道路ニ關スル法律ノ改正

三七 主要道路指定ニ關スル法律ノ改正

三八 市當局ニ依ル道路ノ修繕及維持

三九 主要道路ノ通常道路ニ降格

四〇 農業用機械類ニ關スル除外例

四一 方向標ノ改正

四二 現行法ノ改正

四三 告知板其ノ他ノ設置

四四 特定道路ニ於ケル車輛ノ制限

四五 法外ナル運轉ニ關スル規定

四六 交通整理違反ニ關スル罰則

四七 取締規則

四八 スコットランドニ對スル適用

四九 廢止條項

第四章 營業用車輛ニ關スル取締

五〇 第四章ノ適用ト營業用車輛ノ分類

五一 營業用車輛免狀

五二 檢査證

五三 路線營業免狀

五四 運轉手及車掌ノ免許

五五 免許當局

五六 免許當局各員ノ失格

五七 新免許ヲ出願スヘキ當局

五八 免許證ノ有効期間ト其ノ書換

五九 管轄外ニ於ケル免許證ノ効力ト其ノ裏書

六〇 免許ノ讓渡

六一 保險政策

六二 事故告知義務

六三 缺陷アル場合ニ於ケル車輛免狀ノ停止及取消

六四 條件ニ違反スル路線營業ノ取消

六五 反則ノ場合ニ於ケル免許ノ停止及取消

六六 大臣ニ依ル免除ノ取消

六七 免許ノ登錄

六八 免許又ハ許可ノ手續

六九 通行者ノ行爲ニ關スル取締

七〇 運轉手及車掌ノ行爲ニ關スル取締

七一 役員ノ任命

七二 免許當局ノ告知

七三 大臣ニ對スル訴願

七四 卽決裁判所ニ對スル訴訟

七五 財政上ノ規定

七六 駐車場

七七 取締規則ヲ制定スル一般の權限

七八 起訴手續ニ關スル制限

七九 暫定規定

八〇 警視廳管區ニ對スル適用

八一 現行法ノ改正

八二 スコットランドニ對スル適用

八三 廢止條項

第五章 通 則

八四 取締規則ニ關スル規定

八五 免許證ノ偽造其ノ他

八六 罰則及法定訟訴手續

八七 訊問ヲ開始ノ權限

八八 道路局ノ經費

八九 罰金ノ繰入

九〇 スコットランドニ關スル特別規定

九一 解説

九二 實施期日及適用範圍